

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・前歯部の失活歯に対して充填を行う場合、歯冠部の破折の防止を目的として築造用複合レジンとファイバーポスト（212 点）、築造用複合レジンとスクリューポスト（147 点）を併用した場合は支台築造（直接法）＋窩洞形成（KP）＋充填での算定となります。

ただし、小白歯、大白歯に対する KP 時の支台築造の算定は不可です。

- ・「A 晩期残存」「1 萌出困難」病名で、A を抜歯して同時に 1 に対して開窓術を行った場合は、乳歯抜歯 130 点と萌出困難に対する開窓術 120 点の算定になります。

ただし、「異所萌出」等の摘要欄記載が必要です。

摘要欄記載がなければ、同一手術野となり抜歯の算定は不可となります。

- ・機械的歯面清掃処置 70 点は 2 月に 1 回限りの算定です。

（摘要欄に、初回の場合は 1 回目、2 回目以降の場合は前回実施年月の記載が必要）

ただし、以下の場合には毎月算定が可能です。その場合には下記の摘要欄記載も併せて必要となります。

	摘 要 欄
初診時歯科診療導入加算を算定した場合	初診時歯科診療導入加算算定後
歯科診療特別対応加算を算定した場合	歯科診療特別対応加算算定後
妊婦の場合	妊婦
糖尿病の場合（医科からの情報提供が必要）	糖尿病

- ・う蝕薬物塗布処置（サホ塗布：3 歯まで 46 点、4 歯以上 56 点）は永久歯に対しても算定可能です。年齢の制限はありません。算定にあたっては C 病名が必要です。

外来の自己負担限度額(所得区分:低所得Ⅰ・Ⅱ)の軽減措置

令和4年6月までの1年間に限り延長になりました

心身障害者医療(80)、ひとり親家庭等医療費(86)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来のみ	入院合算(入院&外来)
一定以上所得者	44,400円	80,100円+1%※1
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	<u>2,000円</u> ※2	12,000円
低所得者Ⅰ	<u>1,000円</u> ※2	6,000円

※1 $80,100円 + ((医療費 - 801,000円) \times 1\%)$

※2 平成21年7月から令和4年6月まで